

鈴鹿ブランド認定要領

目的

第 1 条 この要領は、鈴鹿商工会議所と(一社)鈴鹿市観光協会(以下、会議所・観光協会)が、販路促進を行う地域産品を「鈴鹿ブランド」として認定するために必要な項目を定めるものとする。

定義

第 2 条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 産品 農林水産物の素材自体を生かしたのものや原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品(酒類を含む)をいう。
- (2) 事業者 食品製造業(酒類製造業を含む)・飲食・販売を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体であって、市内に本社又は主たる事業所を有する者をいう。
- (3) 認定 事業者からの申請に基づき、鈴鹿市に關係する産品について、一定の基準に達しているものを、会議所・観光協会が「鈴鹿ブランド」として認めることをいい、「認定品」とは認められた産品のことをいう。

申請資格

第 3 条 産品について鈴鹿ブランドの認定を受けようとする者は、次の要件に該当しなければならない。

- (1) 第 2 条第 2 号に規定する事業者で、鈴鹿商工会議所及び(一社)鈴鹿市観光協会の会員であること。
- (2) 製造又は販売について、關係する法令及び条例により許可、認可又は届出の必要がある場合は、当該許可又は認可を得た者や当該届出を済ませた者であること。
- (3) 下記の要件を満たせる事業所であること。
 1. 組織または自主的な検査体制が確立している。
 2. 責任者、責任の所在が明確である。
 3. 消費者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されている。

認定基準

第 4 条 会議所・観光協会は認定にあたり、認定の基準(以下「認定基準」という。)を別に定める。

認定の申請

第 5 条 会議所・観光協会は、認定の対象となる産品について一定期間を設けて申請を募るものとする。

- 2 第 3 条の対象者で、鈴鹿ブランドの新規及び更新認定を受けようとする者(以下「申請

者」という。)は、鈴鹿ブランド認定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を会議所に提出するものとする。

認定の審査

第6条 会議所・観光協会は、前条の申請があった場合はその審査を審査会及び、委員以外の専門家(以下「アドバイザー」という。)に付託し、審査会は認定基準に基づき審査する。

2 前項の審査については、アドバイザーによる事前審査を行う。

3 申請者は、認定審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

認定の決定

第7条 会議所・観光協会は、前条の規定による審査会の答申に基づき、申請された製品が認定基準に適合すると認めるときは、鈴鹿ブランド認定品(以下「認定品」という。)と認定し、当該申請者に対し認定結果(様式第2号)を通知し、認定証(様式第3号)を交付するものとする。

2 会議所・観光協会は、認定審査において、認定をすることが不相当と認めたときは、速やかにその旨を申請者に文書等で通知する。

3 会議所・観光協会は、必要があると認めるときは、第1項に規定する認定に意見を付すことができる。

登録料及び申請料

第8条 申請料及び登録料は無料とする。

認定の有効期限及び継続認定

第9条 第7条第1項に規定する認定の有効期限は、認定した日の属する年度の翌々年度の年度末とする。(但し、有効期限満了後でも直近の鈴鹿ブランド認定証授与の前日までは有効期限は延長する)

認定内容の変更

第10条 認定を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付された認定証を添付して、鈴鹿ブランド認定事項等変更届出書(様式第4号)により、速やかに会議所・観光協会に報告しなければならない。

(1) 申請書の内容に変更が生じたとき。

(2) 認定品の規格、形状、包装、容器に係るデザインを著しく変更したとき。

認定の表示

第11条 原則として、認定を受けた事業者は、認定品、包装、容器、啓発用品等に鈴鹿ブランド認定品であることを表示すること。

調査及び検査

第12条 会議所・観光協会は、必要があると認めるときは、認定を受けた事業者に対し、認定品に係る報告を求め、認定品の調査又は検査を行うことができる。

認定の取消

第13条 鈴鹿ブランド認定品として、次の各項目に該当する場合その認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条、第4条の要件に合致しなくなった場合
 - (2) 認定品の生産、製造若しくは販売等を1年以上中止又は廃止したとき。
 - (3) 虚偽の申請により認定を受けた場合
 - (4) その他運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき
- 2 事業者は、前項の取り消しを受けたときは、直ちに鈴鹿ブランド認定証(継続認定証を含む)を会議所・観光協会に返還しなければならない。
- 3 認定の取り消しは、審査会で精査し、会議所・観光協会で決定した後、取消を受ける事業者に対して認定の取消(様式第5号)を通知する。
- 4 認定を取り消された商品は、速やかにブランド表示およびホームページの掲載を削除し、鈴鹿ブランド品でない旨の措置をとらなければならない。この場合、損害が生じたときは全てその認定品の事業者の負担とし、会議所・観光協会はその責任を負わない。
- 5 会議所・観光協会は、認定を取り消したときは、その対象となる認定品及び認定された事業者を公表することができる。
- 6 第1項に規定する認定の取り消しを受けた事業者は、取り消しの日から3年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

その他

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることができる。

付則

この要領は、平成29年11月9日から施行する。